

公的年金受給者の方（ここでいう公的年金には、遺族年金や障害年金は含みません。）

1年間（1月～12月）の公的年金収入は400万円以下ですか。

はい（400万円以下） ↓

↓ いいえ（400万円を超える）

1年間（1月～12月）の収入は公的年金のみですか。

確定申告で、課税対象になるすべての収入を申告する必要があります。

はい ↓

↓ いいえ

源泉徴収票の記載内容の修正や追加する控除がありますか。

公的年金以外の収入の合計が20万円を超えていますか。

はい ↓

↓ いいえ

はい ↓

↓ いいえ

確定申告

住民税申告

所得税が還付になる場合は確定申告、ならない場合は住民税申告をしてください。

申告は不要です。

※ただし、源泉徴収されている場合は所得税が還付になる場合があります。

還付が発生する場合は確定申告になります。